

令和 7 年度

旭川農業水利事業

あいののダム管理棟建屋建築監理業務

特 別 仕 様 書

東北農政局旭川農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理業務委託共通仕様書」(平成13年2月15日付け国営整第6号(最終改定令和6年3月26日付け国営整第214号))(以下「建築共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、建築共通仕様書の調査職員とは、本業務の監督職員に読み替えるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、あいののダム管理棟建屋建築工事における工事監理を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務の場所は、秋田県横手市山内平野沢地内で別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

業務概要は次のとおりである。

(1) あいののダム管理棟建屋建築工事の工事監理 1式

建築物名 : あいののダム管理棟

施設用途 : 事務所等

令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第四号 第1類とする。

形式及び規模 : 形式 混構造(1階:鉄筋コンクリート構造、2階:木質構造(CLT))

: 規模 建築面積 $A=147.90\text{m}^2$

延床面積 $A=288.38\text{m}^2$

(対象工事)

第1-5条

本業務の対象となる工事(以下「対象工事」という。)の概要は以下のとおりとする。

対象工事名 : あいののダム管理棟建屋建築工事

工事概要 : 建築工事 1棟、電気設備工事 1式、機械設備工事 1式

工期 : 令和7年5月1日～令和7年12月19日

(管理技術者の資格)

第1-6条

本業務の実施に当たっては、下記の資格要件を有する管理技術者を適切に配置した体制とする。

- ・建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士又は二級建築士

(適用基準等)

第1-7条

本業務に、国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は対象工事及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、市販されているもの以外は国土交通省ホームページに掲載している。

項 目	基 準 書 等
共通	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
建築	公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 建築設計基準 建築構造設計基準 構内舗装・排水設備基準
設備	建築設備計画基準 建築設備設計基準 建築設備計画図書作成基準 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 建築設備耐震設計・運用指針（国土交通省国土技術政策総合研究所） 建築設備設計計算書作成の手引き

（貸与資料等）

第 1－8 条

本業務に必要な貸与資料等は、次のとおりとする。

分 類	貸与資料	数量
通 知 書	物件名：あいののダム管理棟建屋建築工事 ・ 建築基準法第 18 条第 2 項の規定による計画通知書（建築物） ・ 建築基準法第 18 条第 3 項の規定による確認済証（建築物）	1 式
設計図書	令和 4 年度 旭川農業水利事業 あいののダム管理設備他実施設計業務 業務報告書	1 式

（貸与資料等の取り扱い）

第 1－9 条

第 1－8 条に示す貸与資料等の取り扱いは次のとおりとする。

- （１） 貸与資料等の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。
- （２） 貸与資料等は、通知書については確認済証の交付があった後、設計図書については初回打合せ時にそれぞれ貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第 2 章 監理業務の内容

（一般事項）

第 2－1 条

一般業務は、建築共通仕様書「第 2 章 工事監理業務の内容」に規定する項目のほか、第 2－2 条に掲げるとおりとする。また、事前に各業務の工事監理方針について、監督職員

に提出するものとする。なお、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議するものとする。

(一般業務の内容)

第2-2条

(1) 工事監理に関する業務

ア 工事監理方針の説明等

(ア) 工事監理方針の説明

(イ) 工事監理方法変更の場合の協議

イ 設計図書の内容の把握等

(ア) 設計図書の内容の把握

(イ) 質疑書の検討

ウ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

(ア) 施工図等の検討及び報告

検討に当たっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

(イ) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

エ 工事と設計図書との照合及び確認

設計図書に定めのある方法による確認のほか、立会い確認若しくは書類確認のいずれか又は両方を併用した方法で行うこと。

建築共通仕様書第2章2. 1 1. (4)に定める「対象工事に応じた合理的方法」については「工事監理ガイドライン」(平成21年9月1日国土交通省住宅局策定)による。

オ 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

カ 業務報告書等の提出

(2) 工事監理に関するその他の業務

ア 工程表の検討及び報告

イ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

ウ 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

エ 関係機関の検査の立会い等

(追加業務の内容)

第2-3条

追加業務は、次に掲げる業務とする。各項に定めた工事監理方針の説明等は書面をもって行い、監督職員に提出するものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議するものとする。

・完成図の確認

ア 設計図書の定めにより、工事の受注者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を監督職員に報告する。

イ 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事の受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。

(工事監理者)

第2-4条

以下の者を工事監理者とする。

・管理技術者

第3章 業務の実施

(業務計画書)

第3-1条

業務計画書には、次の内容を記載する。

(1) 業務一般事項

ア 業務の目的

イ 業務計画書の適用範囲

ウ 業務計画書の適用基準類

エ 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、業務計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更が生じた場合の処置方法を明確にした上で、その内容を記載する。

(2) 業務工程計画

対象工事の実施工程との整合を図るため、工事受注者から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討のうえ作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

(3) 業務体制

ア 受注者側の管理体制

受注者管理体制系統図を作成する。

イ 業務運営計画

受注者が対象工事の会議に参加する場合は、会議の開催に関する事項（出席者、開催時期、議題、役割分担その他必要事項）を記載する。会議に参加しない場合は、受注者が工事受注者と施工状況の確認のため適切に連絡をとる方法について記載する。

ウ 管理技術者の経歴

管理技術者の経歴を記載する。

エ 業務フロー

業務フローを作成する。

(4) 業務方針

特別仕様書に定められた工事監理内容に対する業務の実施方針について記載する。受注者として特に重点を置いて実施する業務等についても記載する。

(業務報告書)

第3-2条

業務報告書については、以下の構成とする。

(1) 月間業務計画表、月間業務実施表

工事受注者が提出した実施工程表を踏まえ月間の業務計画を立て、またその後の業務の進捗に伴い業務の実施状況についても記載する。

(2) 報告書

工事受注者が提出した協議書並びに施工図等の検討資料に対し、必要な事項を詳細に記載するとともに、工事受注者に対して報告すべき事項及び提案事項を検討資料とリンクさせ簡潔に取りまとめ記載する。

必要に応じ、監督職員からの指示内容が記載された書面や、受注者と監督職員との間の協議内容が記載された書面についても添付する。

(3) 打合せ議事録

監督職員及び工事受注者との打合せ結果について記載する。

(4) 月報

主要な月間業務実施内容について、業務内容ごとに簡潔に記載する。

(5) 日報

日々の業務内容について、簡潔に記載する。

(6) 施工状況の報告

管理技術者は、工事の進捗状況及び監理状況を書面で毎月10日までに報告しなければならない。

(関係機関への手続等)

第3-3条

建築基準法等の法令に基づく関係機関等への申請及び検査（建築主事等関係官署）に必要な書類の原案を作成し監督職員に提出し検査に立会う。

(打合せ)

第3-4条

- (1) 監督職員と受注者との打合せについては、次の時期に行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
 - ア 業務着手時
 - イ 業務計画書に定める時期
 - ウ 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- (2) 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、工事受注者と定期的かつ適切な時期に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

第4章 成果物

(成果物)

第4-1条

本業務の成果物の提出等は、次のとおりとする。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 2部
- (2) 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、本業務の成果物は、次のとおりとする。

- ・完了検査関係図書
- ・工事監理関係図書
- ・工事監理日誌
- ・工事監理業務実施時期の建築工事記録写真
- ・工事監理に必要な記録簿（材料承認と確認、基準等で示された施工段階確認他）

(成果物の提出先)

第4-2条

本業務の成果物の提出先は、次のとおりとする。

〒013-0018 秋田県横手市本町2番9号（横手法務合同庁舎1F）
東北農政局旭川農業水利事業所

第5章 契約変更

(契約変更)

第5-1条 契約変更

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条及び第2-3条に示す「業務内容」に変更が生じた場合
- (2) 第3-4条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 対象工事の契約時期や内容等によって変更が生じた場合
- (6) その他

第6章 定めなき事項

(定めなき事項)

第6－1条

この特別仕様書に定めない事項、又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第7章 その他

(読替)

第7－1条

建築共通仕様書第1章1.2 用語の定義における記載の一部を次のとおり読み替えるものとする。

- (1) 8. に記載の「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3－2号)別冊工事監理業務委託契約書」とあるものは「当該業務の契約書」と読み替える。
- (2) 1. に記載の「契約書第8条」とあるものは「契約書第9条」と読み替える。
- (3) 2. に記載の「契約書第26条」とあるものは「契約書第32条」と読み替える。
- (4) 3. に記載の「契約書第9条」とあるものは「契約書第10条」と読み替える。
- (5) 16. に記載の「契約書第11条」とあるものは「契約書第15条」と読み替える。

別添 位置図

